

報告第 9 2 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日承認

福祉保健部会児童母子分科会の事務事業調整方針について

福祉保健部会児童母子分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第92号

協 議 会 報 告 項 目

福 祉 保 健 部 会

児童母子分科会 8-2

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
8 - 2 - 1	母子生活支援施設入所	8/7			9/18	
8 - 2 - 2	助産施設利用	8/7			9/18	
8 - 2 - 3	婦人保護事業	8/7			9/18	
8 - 2 - 4	母子・寡婦福祉事業(相談等)	8/7			9/18	
8 - 2 - 5	家庭児童相談室運営事業	8/7			9/18	
8 - 2 - 6	児童館運営事業	8/7			9/18	
8 - 2 - 7	公立児童館運営事業	8/7			9/18	
8 - 2 - 8	子育て支援短期利用事業	8/7			9/18	
8 - 2 - 9	チビッコ広場等設置事業	10/2			10/9	
8 - 2 - 10	母子福祉年金及び児童援護金事業	8/7	9/13	9//18	10/2	
8 - 2 - 11	母子家庭等高等学校通学費助成	9/13	9/18		10/2	
8 - 2 - 12	母子・寡婦福祉事業	8/7	9/18		10/2	
8 - 2 - 13	子育て支援事業(出産祝金)	8/7	9/13		9/18	
8 - 2 - 14	不妊治療費助成	8/7	9/13		9/18	
8 - 2 - 15	親子交流事業	8/7			9/18	
8 - 2 - 16	児童虐待防止等ネットワーク会議	8/7			9/18	
8 - 2 - 17	エンゼルプラン進行管理	8/7			9/18	
8 - 2 - 18	児童手当給付事業	8/7			9/18	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
8 - 2 - 19	児童扶養手当支給事務事業	8/7			9/18	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	児童母子分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
1 母子生活支援施設 入所	・配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の福祉に欠けることがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	・同左	-	-	-	-
2 助産施設利用	・保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。	・同左	-	-	-	-
3 婦人保護事業	・婦人相談員1名を配置して要保護女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、これらに付随する業務を行う。また、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援、啓発等を行い、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行っている。	平成15年4月より、女性相談員1名を配置して要保護女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、これらに付随する業務を行う。また、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援、啓発等を行い、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を行っている。	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市・久居市の例により調整する。 2. 津市・久居市の例により調整する。 3. 津市の例により調整する。(合併と同時)				
構 成	市	町	村	の 現 況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
-	-	-	-		
-	-	-	-		
-	-	-	-		・人員については調整する

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	児童母子分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 母子・寡婦福祉事業(相談等) ・母子自立支援員	・母子相談員に替わり平成15年4月より市において配置。相談業務に加え、自立に必要な情報提供及び指導や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	・同左	・母子相談員に替わり平成15年4月から県より派遣される。相談業務に加え、自立に必要な情報提供及び指導や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	・同左	・同左	・同左
・母子寡婦福祉会	・母子家庭の母及び寡婦が互いに励まし合い、連帯して福祉の向上を図るため、各種事業を実施している。	・同左	・同左	・同左	・同左	・同左
・母子福祉協力員	・市町村長が推薦し、知事が委嘱 ・母子福祉協力員は母子自立支援員と協力して母子及び寡婦の良き相談相手となり、その経済的・精神的な自立の促進と社会的地位の向上を図ることを任務としている。 人数 30人 報酬 —	・同左 人数 14人 報酬 154,000円	・同左 人数 6人 報酬 36,000円	・同左 人数 5人 報酬 25,000円	・同左 人数 3人 報酬 —	・同左 人数 4人 報酬 28,000円
・母子福祉協力員協議会	・母子福祉協力員で構成され、各種事業を運営している。 ・研修補助 40,000円	—	—	—	—	—
5 家庭児童相談室運営事業 ・家庭児童相談室	・子どものための相談室を設置。相談員を2名(非常勤嘱託員)配置し、毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間相談に応じている。電話相談、来室相談、巡回相談等がある。	・久居市社会福祉事務所に家庭児童相談室を設置し子どものための相談を行っている。相談員は1名(非常勤嘱託員)配置し、毎週火・水・金曜日の午前8時30分から午後5時まで開設。電話相談、来室相談、巡回相談等がある。	—	—	—	—
・定期巡回相談	—	・毎月第2金曜日(午前9時から午後4時)に三重県保健福祉部子ども家庭チーム職員2名とともに子ども定期相談を開設している。	・県民局より定期的に巡回相談を実施	・同左	・同左	・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 5. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左	・同左	・同左	・国の制度であるが、人員については合併時に調整する
・同左	・同左	・同左	・同左	・各市町村がそれぞれの母子寡婦福祉会と調整をして統一を推進する
・同左 人数 1人 報酬 —	・同左 人数 4人 報酬 —	・同左 人数 5人 報酬 45,000円	・同左 人数 8人 報酬 —	・母子福祉協力員配置等県民局と調整 ・各市町村がそれぞれの母子寡婦福祉会と調整 ・報酬については廃止の方向
—	—	—	—	・津市の例により新市として協議会組織を立ち上げるよう推進する
・同左	・同左	・同左	・同左	・津市以外は県民局より定期的に巡回相談を実施してもらっているため、今後県と調整する

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	児童母子分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
6 民間児童館運営事業	<p>・すばる児童館 保護者が昼間就労などにより家庭に不在の概ね10歳未満の小学校の低学年の児童を対象に、適正な遊び及び生活の場を与えて、その児童の健全育成を図るために津市が放課後児童クラブを設置し、すばる児童館に委託している。 児童館の創意工夫、柔軟な対応等の特色を生かし地域の実情に則した活動や、中・高校生等を対象とした活動も積極的に取組を行っている。 相談事業や育児セミナーなどを行っている。</p>	-	-	-	-	-
7 児童館運営事業	<p>・子どもと母親・老人及び障害者等との交流事業や豊かな自然環境の中での体験活動、文化活動、児童養育に関する研修活動などを行っている。 対象者：18歳までの児童とその保護者</p> <p>・津市児童館(津市社会福祉事業団へ委託) ・さくら児童館 (館長1名、職員1名、臨時職員2名 計4名)</p>	<p>・就学前児童や小学校低学年児童を持つ母親が中心となって、地域社会における児童の健全育成を目的に母親クラブを結成している。その中で、子育てや家庭、地域での問題など児童を取り巻く様々な問題について話し合うとともに、親子及び世代間の交流や文化活動、児童養育に関する研修活動などを行っている。 対象者：18歳までの児童とその保護者</p> <p>久居市児童センター (所長1名(児童福祉課長兼務)、所長補佐1名(嘱託)、用務員1名(嘱託)、臨時職員1名、交代職員4名(臨時))</p>	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	6. 現行のまま新市に引き継ぐ 7. 津市、久居市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
-	・一志町児童館、川合児童館とも2名の児童厚生員をおき、児童に健全な遊びを与えたり、物を作ったりし、健康増進し情操を豊かにする。 対象者：3歳以上義務教育終了前の児童とその保護者	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	児童母子分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 子育て支援短期利用事業 施設名	・児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事などによって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等において一定期間養護・保護する。一部本人負担有り。 津市児童福祉会館、聖マツテヤ子供の家、みどり自由学園、里山学院、真盛学園他 全6か所	・同左 ・同左	・同左 ・里山学院、真盛学園	- -	- -	・津市に同じ ・真盛学園
9 チビッコ広場等設置事業	・児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に都市計画法で定められた公園のうち児童遊園として市内に5か所設置している。児童遊園の管理に「児童の遊びを指導する者」を配置し、巡視等を依頼している。 ・人口や建物が密集し交通量が多く、近隣に公園等もなく遊び場に恵まれない地域児童のために、土地所有者より無償貸与を受け、管理者(設置者=自治会等)が遊び場としてチビッコ広場を設置している。現在市内に23か所有り、子ども会や自治会が管理運営している。新規設置や維持補修に係る補助金制度がある。	・児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にチビッコ広場として市内に4か所設置している。チビッコ広場の管理は自治会等に委託している。土地については、土地所有者より無償貸与を受け、管理者(設置者=市)が遊び場としてチビッコ広場を設置している。	・各自治会が管理している児童遊園地(児童公園)の新設・改良・補修や遊具の購入及び修理に対し補助を行っている。(18か所)	- -	- -	- -

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8. 津市・久居市等の例により調整する。(合併と同時) 9. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	児童母子分科会

区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
10 母子福祉年金及び児童援護金事業 ・母子福祉年金 ・児童援護	—	—	—	・年額5,000円とする。ただし、該当児童が2名以上であるときは、5,000円に、その児童のうち1人を除いた児童1人につき500円を加算した額とする。	—	・年額5,000円を支給する。ただし、2人以上であるときは、5,000円にその児童のうち1人を除いた児童1人につき2,000円を加算した額とする。	
	—	・月を単位として支給するものとし、児童一人1ヶ月父又は母のいずれかいない場合は1,000円とし、父母のない場合は2,000円支給。支給月9・3月。	—	—	—	—	
11 母子家庭等高等学校通学費助成	—	—	・母子家庭児童のうち高等学校に通学する児童に対し、通学費の一部を援助し、向学心の高揚と福祉の推進を図ることを目的とする。	・同左	・同左	・同左	
	—	—	・交通機関を利用する通学者1ヶ月の通学に要する運賃に相当する額の2分の1の額。限度額3,000円	・通学援護金の月額は、3,000円とする。	・同左	・同左	
	—	—	・自転車等を利用する通学者月額1,000円	—	—	・自転車通学の場合においては、月額1,000円	
	—	—	—	—	—	—	
12 母子・寡婦福祉事業	・小学校入学と中学校卒業時に祝金を支給する。	・小・中学校の入学時に児童と生計を一にする養育者に入学金を支給する。	・激励費・歳末見舞金・見舞品 小・中入学祝金、高校進学及び就職激励費	・母子家庭激励費。歳末見舞品 母子父子家庭で義務教育終了まで社協の事業。	・小・中学校入学祝金・中学校卒業祝金・歳末見舞品	・母子又は、父子家庭の児童であって、小学校又は中学校に入学する児童に支給する。	
	・入学祝金	・小学校入学者 5,000円(図書券)	・小・中入学祝金各5,000円	・小学校入学時5,000円	—	・小・中10,000円	
	・卒業祝金	・中学校卒業時 5,000円(図書券)	—	・高校進学及び就職激励費各5,000円	・中学校卒業時15,000円	—	
	・歳末見舞金	—	—	・1家庭 5,000円と見舞品1,000円程度(義務教育修了前の児童)	・母子父子家庭で義務教育終了まで2,000円を社協の事業	・保護者3,000円程度 子2,000円程度の見舞品	—
	・激励費	—	—	・子 1人 5,000円(義務教育修了前の児童)	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 11. 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 12. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容	
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
—	—	—	—	10、11、12を一体的に見直し、母子等福祉事業(仮称)として、以下の事業を実施する方向で調整する。 ・児童扶養手当の支給限度額を超える一定の所得額の児童扶養手当対象世帯に対し、新市の単独事業として、児童援護金(仮称)を支給する。支給対象となる所得額、援護金の額等については、合併までに調整する。 ・母子または父子家庭等の児童に対し、小学校入学時、中学校卒業時に祝金を支給する。なお、金額については、合併までに調整をする。	
—	・父母が婚姻を解消した児童 父又は母が死亡した児童 父又は母の生死が六ヶ月以上明らかでない児童 父又は母をのいずれかを欠くとき、児童1人につき1,000円、父及び母のいずれも欠くとき児童一人につき2,000円	・児童援護金は一人親家庭の児童1人に対して月1,000円を支給、両親がいない場合は2,000円を支給する。 ・特別児童援護金は児童扶養手当が所得超過により全額停止となった者、児童一人当たり月10,000円を支給する。	—		
・母子及び父子家庭児童で高等学校に通学する児童に対し通学費の一部を援助し、向学心の高揚と福祉の増進を図る。 ・同左	・同左 ・交通機関を利用する通学者1ヶ月の通学に要する運賃に相当する額の2分の1の額。限度額3,000円	・同左 ・同左	・同左 ・一月の定期代の2分の1を月額で助成((3,000円限度)		
—	・自転車購入に要した費用を支給。ただし、20,000円を限度とし1回限り。	・自転車を利用して通学している者の助成金は、自転車購入に要した費用を支給する。ただし30,000円を限度とし1回限りとする。	・自転車通学の場合は自転車購入代として30,000円(1回限り)を限度として助成する。		・同左
・母子家庭及び父子家庭等において小学校に入学する児童、又は中学校を卒業する児童に対して記念品を贈呈する。	・品物を贈る	・小中学校入学時に入学祝金を支給する。中学卒業時には社会福祉協議会から記念品を贈る。	母子(父子)家庭の児童に中学校卒業時に記念品を贈る。		
・小学入学10,000円相当の記念品	—	・小学校入学10,000円 ・中学校入学15,000円	—		
・中学卒業10,000円相当の記念品	・10,000円相当の品物を贈る(時計等)	中学卒業時には白山町社会福祉協議会から記念品	・中学校卒業時に記念品5,000円		
—	—	—	—		
—	—	—	—		

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	児童母子分科会

区分	構成市町村の現況				
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村 安濃町
13 子育て支援事業 (出産祝金)	—	—	・第3子以上の子供を出産し養育する者に祝い金として30,000円を支給する。	—	—
14 不妊治療費助成	—	—	—	—	—
15 親子交流事業	・第1・2・5火曜日と毎週木曜日の午前10時30分から正午まで、市民活動センター3階のふれあいいきいきサロンで保育士や幼稚園教諭と一緒に親子で遊ぶ「あそびの広場」を開催している。その中で子育てについての相談に応じる。	—	・前期(4月から9月)後期(10月から3月)月1回開催で6回とも参加できることが条件。 定員:20組 スタッフ:保健師、保育士、栄養士 場所:保健センター	—	・サークル支援 乳幼児を持つ保護者・保育者が交流の機会として情報交換を行ったり、乳幼児同士のふれあいの機会として活動できるよう支援する。毎月1回、保健福祉センターにて開催。 ・ふたごちゃん交流会 双子を持つ保護者・保育者との座談会を行う。県の保健師の協力を得て実施。年に2回、保健福祉センターで実施。
16 児童虐待防止等ネットワーク会議	・学識経験者や関係団体の代表者、関係行政機関の職員19名で構成し、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応並びに児童の健全な成長に係る取組を円滑に推進するため設置し、事例検討や情報交換、情報提供、啓発活動などを行う。	—	—	—	—
17 エンゼルプラン進行管理	・国の新エンゼルプランに即しつつ、子どもたちが健やかに育ち、保護者にとっては子育てに喜びや楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりに向け、子育て支援策を総合的、効果的に推進するために平成12年3月に児童育成計画を策定した。その計画に沿って事業の進捗状況を把握する。現プランの計画期間は平成12年度から16年度までとなっている。 ・計画名「エンゼルプランつ」	・同左	—	—	—
		・計画名「笑顔かがやくひさいっ子」			

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 14. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 15. 現行のまま新市に引き継ぐ。 16. 津市の例により調整する。 17. 新たに計画を策定する。(17年4月)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	・第3子 300,000円 ・第4子 400,000円 ・第5子以降 500,000円	・平成17年4月から実施予定の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画において調整を行う。
-	-	-	不妊症に関する費用の7割(ただし、700,000円を限度とする)	・平成17年4月から実施予定の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画において調整を行う。
-	・保健福祉センターの1室を遊びの広場として解放。 ・参加は自由。会場の借用のみ、会の代表が行う。	児童福祉事業補助、育児サークル活動及び組織育成に要する経費を助成する。 (なかよし広場、わらべの会、さくらんぼクラブは保育分科会)	-	・親子に遊びの場を提供しているもの(津市、河芸町、安濃町)はそれぞれの例により新市に引き継ぐ。グループの活動支援(安濃町、一志町、白山町)はそれぞれの例により新市に引き継ぐ。 ・地域子育て支援センター等とのネットワークの拡大を検討する。
-	-	-	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	福祉保健部会
関係項目		分科会	児童母子分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
18 児童手当給付事業	<p>・目的・・・児童を育成している人に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的とする。</p> <p>・受給者・・・義務教育就学前(6歳まで)の児童を養育している人</p> <p>・概要・・・認定請求書の提出により審査を行い、認定された人に2月・6月・10月の年3回手当を支給する。1人目5,000円、2人目5,000円、3人目以降10,000円。毎年6月に受給対象者に現況届を提出してもらう。</p> <p>・負担割合・・・被用者 国 9/10 県 0.5/10 市町村 0.5/10、特例給付 国 10/10 非被用者・被用者就学前特例給付・非被用者就学前特例給付 国 4/6 県 1/6 市町村 1/6</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>
19 児童扶養手当支給事務事業	<p>・目的・・・父と生計をともにできない児童が育成されている家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>・受給者・・・父と生計を同じくしていない児童や父が一定の障害の状態にある児童を養育している母、又は母に代わってその児童を養育している人。対象児童は18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者</p> <p>・概要・・・認定請求書の提出により審査を行い認定する。所得額による支給制限がある。</p> <p>・負担 国 3/4 市1/4</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左(受付事務のみ) ただし負担 国 3/4 県 1/4</p>	<p>・河芸町に同じ</p>	<p>・同左</p>	<p>・同左</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	18. 現行のまま新市に引き継ぐ。 19. 津市・久居市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・同左	・同左	・同左	・同左	
・同左	・同左	・同左	・同左	